

Rainbow Times

児童虐待ケースの転居～日本とイギリス～

2018年3月、東京都目黒区で5歳の女児が虐待により亡くなる事件が起きました。女児が書いていた日記が連日ニュースなどで取り上げられ、みなさんも心が痛んだのではないのでしょうか。一家は香川県から東京都目黒区に転居していますが、転居前から虐待ケースとして児童相談所が関わっていました。ニュース等では様々な課題があげられていますが、中でも引越しの際の情報の伝達がうまくいかなかったのでは、と指摘されています。7月20日には国から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が出され、児童相談所運営指針も改正されました。

そこで、児童虐待ケースが転居した場合どのようなルールになっているのか、日本とイギリスのルールを見てみましょう。

～日本の場合

【児童相談所運営指針】第2節「6.他の児童相談所へのケース移管及び情報提供*」

支援を行っている家庭が引越した場合の対応として、「ケース移管」と「情報提供」の2種類が設定されています。

【ケース移管】「援助方針が決定していない継続調査中」や「児童福祉司指導・継続指導中」のすべてのケースが移管対象となります。移管は、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内に完了することとされ、引継ぎが完了するまで移管元児相は指導解除せず、移管先児相は援助が途切れることがないようにすることとされています。

【情報提供】「児相が支援し状況改善され終結したけれども、転居後に虐待の再発可能性があるケース」については、情報の提供がされます。

緊急性の判断については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の利用が挙げられています。その結果やこれまでの具体的な経緯や状況を書面で伝えるとともに、緊急性が高い場合には対面による引継ぎが原則とされています。

こうした共通指針をもとにしながら、そのケースにとってどういった支援が必要か考えた上で、しっかりと引継ぎしていくことが求められます。虐待ケースを支援していると、突然引越し…という経験をした方は多いかと思います。その家族の引越しにはどんな背景があるのか、今一度考えることも大切でしょう。

*H19年の全国児童相談所長会における被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ」が踏まえられています。

全国児童相談所長会 HP : <http://www.zenjiso.org/133> (ルールだけでなく、様式も掲載されています)

児童虐待に関する法令・指針等一覧 : 以下から「児童相談所運営指針」「子ども虐待対応の手引き」がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html

～イギリスの場合



イギリスには虐待対応の多機関協働ガイダンス【Working together to safeguard children(最新版2018July)】があり、子どもを守るパートナー(地方自治体、警察、関係機関)の協働の枠組みを提示しています。

そこには「子どもが異なる地域に転居する場合は安全に関する情報が失われるリスクがあるため、関係者は全て情報共有の重要性に注意すべき」(第1章「ニーズの評価と支援の提供」“Information sharing”26)と記され、具体的対応については各自自治体がガイドラインを設けています。ロンドンの児童保護手続きと実践ガイドを例に紹介します。

【London Child Protection Procedures and Practice Guidance】6.「旧住所と異なる自治体に引越す子どもと家族(Children and Families moving across Local Authority boundaries)」では、対象者別に対応が設定されています。

①支援を必要とする子ども(Children in need、支援をしているがそれほど重症ではないケース)の場合

転居前の自治体が虐待調査やニーズのアセスメントを完了した後、転居先自治体へケース移管を行うのが基本です。居住期間が短い場合、介入を避けて転居を繰り返す家族もあるため、どこがアセスメントを実施するか慎重に検討します。支援計画の対象となった子どものケース移管にあたっては、直近のアセスメント結果、支援計画、ケースのまとめ(なければソーシャルワーカーによるニーズの見立て)のコピーが転居先自治体へ送られます。過去に児童保護計画の対象だった場合、ケースのまとめに保護要因と危険要因が明記されます。支援計画の対象となっている子ども(child in need plan)の受け入れに関するミーティングは必ずしも必要ありませんが、家族の状況が複雑、あるいはかつて児童保護計画の対象だった場合などには推奨されています。自治体間の支援計画に関する情報共有には親の同意が必要です。一方で虐待や教育を受けていないことへの懸念を伝えることに同意は必要ありません。

②児童保護計画の対象の子ども(Children subject to child protection plan、より重症ケース)の場合

転居先自治体へは速やかに通知がなされ、子どもに関するアセスメントとカンファレンスの記録、現在までの児童保護計画のコピー、ケースのまとめなどが渡されます。転居先自治体は資料受領後15日以内にカンファレンスを開いて正式にケースを受け入れますが、それまでは前の自治体の責任下にあります。カンファレンスでは引き継いだ計画内容の確認や見直しをします。転居前自治体には協働機関全てに子どもの転居を確実に通知する責任があり、協働機関には転居先の関係機関に情報や資料を迅速に引き継ぐ責任があります。

ガイドに罰則規定はありませんが、①Children in NeedはChildren Act1989で定義づけられ、転居で安全が損なわれるのを避ける法律の運用が示されています。Children Act第48条では緊急保護が必要な子の発見を支援する裁判や警察、地方当局の権限が定められ、責任の所在、権限、法律実践の指針が分かりやすいといえるかもしれません。

企画・編集室(担当:南山)お気づきの点は下記まで…

〒245-0062 横浜市区戸塚区汲沢町983番地

子どもの虹情報研修センター

TEL:045-871-8011 FAX:045-871-8091 Email:guest-1@crc-japan.net

情報発信の配信先アドレスの変更
・配信停止等はこちらまで